



平成 30 年

第 1 回市議会（定例会）

議 案

（議第 9 号～議第 26 号）

荒 尾 市

平成30年第1回荒尾市議会(定例会) 議案目次

議案番号	件名	ページ
議第9号	専決処分について（和解）	1
議第10号	荒尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例の制定について	5
議第11号	荒尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	9
議第12号	荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	15
議第13号	道の駅あらお（仮称）基本構想等策定委員会条例の制定について	35
議第14号	荒尾市食物アレルギー対応委員会条例の制定について	39
議第15号	荒尾市個人情報保護条例等の一部改正について	43
議第16号	荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	49
議第17号	荒尾市職員退職手当支給条例等の一部改正について	53
議第18号	荒尾市保育所条例の一部改正について	57
議第19号	荒尾市介護保険条例の一部改正について	61
議第20号	荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	65
議第21号	荒尾市国民健康保険条例の一部改正について	87
議第22号	荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	91
議第23号	荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例の一部改正について	95
議第24号	荒尾市営住宅条例の一部改正について	99
議第25号	荒尾市学校体育館使用料条例の一部改正について	103
議第26号	市道路線の廃止及び認定について	107

専決処分について

損害賠償請求に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

専決第1号

和解について

次のとおり和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成30年1月15日専決

荒尾市長 浅田敏彦

1 当事者

甲 荒尾市に在住していた個人

乙 荒尾市宮内出目390番地

荒尾市

代表者 荒尾市長 浅田 敏彦

2 和解に係る事案の概要

甲は、元配偶者と離婚し、離婚後の住所秘匿の申出を乙にしていたところ、甲は乙に対し、平成29年2月頃、乙税務課から、甲の転居先住所が記載された郵便物が甲の元配偶者の自宅兼事務所に送付されたことにより、アパートの転居を余儀なくされ、精神的苦痛を被ったこと及び同年6月17日頃、乙設置

の保育園において、甲の転居先住所が記載された領収書が甲の元配偶者父に交付されたことにより、精神的苦痛を被ったことを理由に、アパート転居費用及び慰謝料等の損害賠償請求を主張している。

これに対し、乙は、上記郵便送付や領収書交付の事実については認めるものの、一部事実関係及び損害を争っている。

3 和解条項

- (1) 乙は甲に対し、アパート転居等に伴う本件解決金として、金 60万4,336円を支払う。
- (2) 乙は甲に対し、前項の金員を本和解成立の日から30日以内に、甲代理人の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。
- (3) 甲と乙は、本和解書に定めるほか、甲乙間には一切の債権債務がないことを相互に確認する。

荒尾市の一般廃棄物処理施設建設基金条例
の制定について

荒尾市の一般廃棄物処理施設建設基金条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市の一般廃棄物処理施設建設基金条例
別紙添付

提案理由

一般廃棄物処理施設の建設に要する経費の財源に充てるために、
基金を設置したいからである。

荒尾市の一般廃棄物処理施設建設基金条例

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の建設に要する経費の財源に充てるため、荒尾市的一般廃棄物処理施設建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、荒尾市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 一般廃棄物処理施設の建設に要する経費の財源に充てるとき。

(2) 一般廃棄物処理施設の建設に要する経費の財源とした地方債の償還の財源に充てるとき。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

荒尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例

別紙添付

提案理由

地域経済牽引事業を行う事業者に対する固定資産税の課税を免除することにより、地域経済牽引事業の促進を図り、もって地域の成長発展の基盤強化に寄与したいからである。

荒尾市地域経済牽引事業の促進による地域
の成長発展の基盤強化に関する法律に基づ
く固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第25条に規定する施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地その他の固定資産に対して課する固定資産税の課税を免除することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域経済牽引事業 法第2条第1項に規定する事業をいう。
- (2) 基本計画 法第4条第6項に規定する主務大臣の同意を受けた基本計画をいう。
- (3) 促進区域 基本計画に定める法第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。
- (4) 承認地域経済牽引事業者 法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者をいう。
- (5) 承認地域経済牽引事業計画 法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。

(課税免除の措置)

第3条 市長は、法第25条の規定により、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業のために設置される施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）で定めるものを促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋若しくは構

築物又はこれらの敷地である土地その他市長が必要と認める固定資産に対する固定資産税の課税を免除することができる。

(課税免除の期間)

第4条 前条の規定による固定資産税の課税免除（以下「課税免除」という。）の期間は、対象となる資産について新たに固定資産税を課すこととなった年度以降3か年度とする。

(課税免除の申請及び決定)

第5条 課税免除を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、課税免除の可否を決定し、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(課税免除の承継)

第6条 課税免除を受けている承認地域経済牽引事業者の当該事業を合併、譲渡、相続その他の事由により承継した者（以下「承継者」という。）は、当該課税免除を受ける権利を承継することができる。

2 承継者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、事業を承継した旨を市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し)

第7条 市長は、課税免除を受けた承認地域経済牽引事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その課税免除の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 承認地域経済牽引事業計画の承認を取り消されたとき。
- (2) 事業の廃止又は休止があったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により課税免除を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において課税免除を行うことが適当でないと認めるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(荒尾市工場等誘致条例及び荒尾市企業誘致促進条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 荒尾市工場等誘致条例（昭和37年条例第27号）
 - (2) 荒尾市企業誘致促進条例（平成元年条例第26号）
(荒尾市工場等誘致条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の荒尾市工場等誘致条例第3条の規定により指定を受けた工場等に対する課税免除措置については、なお従前の例による。
(荒尾市中小企業振興条例の一部改正)
- 4 荒尾市中小企業振興条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「荒尾市工場等誘致条例（昭和37年条例第27号）」を「荒尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第 号）」に、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第4項を削る。

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準等を定める条例の
制定について

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準等を定める条例
別紙添付

提案理由

介護保険法の改正に伴い、本条例を制定するものである。

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条—第33条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当居宅介護支援の事業に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（申請者の要件）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。

- (1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号及び第33条において「暴力団員等」という。）のある法人
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において、その

有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

- 2 前項の員数の基準は、利用者の数35又は35に満たない端数ごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項の管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援

専門員でなければならない。

3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次

に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法により、当該利用申込者又はその家族の承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者

が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、当該利用者の要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、当該利用者に対して必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るもの）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪

化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者（第6条第1項の管理者をいう。以下同じ。）は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又はその家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービスその他の当該利用者の置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当

該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行うに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、当該利用者及びその家族に対して面接の趣旨を十分に説明し、当該利用者及びその家族の理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、その解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた

指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準に規定する計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔^{くう}機能その他の利用者的心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録するこ

と。

- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、利用者に対して適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、当該利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき、又は当該利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望するときは、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を

求めなければならない。

- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められるときを除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて隨時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、当該利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要があるときには、その理由を当該居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居

宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、当該利用者の理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(介護支援専門員の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に關し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に關し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に關し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護

支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に關し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならぬ。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに關して、利用者に対し必要な援助を行わなければならぬ。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に關して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならぬ。

（事故発生時の対応）

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

- ア 居宅サービス計画
- イ アセスメントの結果の記録
- ウ サービス担当者会議等の記録
- エ モニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員等の排除)

第33条 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、指定居宅介護支援事業者は、暴力団員等を指定居宅介護支援事業所の管理者としてはならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準 (準用)

第34条 第4条、第2章及び前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第34条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と読み替えるものとする。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

道の駅あらお（仮称）基本構想等策定委員会条例について

道の駅あらお（仮称）基本構想等策定委員会条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

道の駅あらお（仮称）基本構想等策定委員会条例

別紙添付

提案理由

道の駅あらお（仮称）の整備のための基本構想等を策定したいからである。

道の駅あらお（仮称）基本構想等策定委員会条例

（目的）

第1条 道の駅あらお（仮称）の基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するため、道の駅あらお（仮称）基本構想等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本構想等の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

（組織）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農水産、商工及び観光関係団体に所属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による答申が終了するまでの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設経済部農林水産課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。

荒尾市食物アレルギー対応委員会条例の
制定について

荒尾市食物アレルギー対応委員会条例を次のように制定するも
のとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市食物アレルギー対応委員会条例
別紙添付

提案理由

荒尾市立小中学校の児童生徒の学校給食における食物アレルギー対応に関する専門的な事項の調査検討を行いたいからである。

荒尾市食物アレルギー対応委員会条例

(設置)

第1条 荒尾市立小中学校の児童生徒の学校給食における食物アレルギー対応に関する専門的な事項を調査検討するため、荒尾市食物アレルギー対応委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 学校給食における食物アレルギーへの対応方針に関する事項
- (2) 学校給食における食物アレルギーへの対応状況に関する事項
- (3) 学校給食における食物アレルギーへの対策に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、荒尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人荒尾市医師会に所属する者
- (2) 市内の学校関係者
- (3) 荒尾市立学校給食センター職員
- (4) 教育委員会事務局職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、教育委員会が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

荒尾市個人情報保護条例等の一部改正に
ついて

荒尾市個人情報保護条例等の一部を次のように改正するものと
する。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市個人情報保護条例等の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に伴
い、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市個人情報保護条例等の一部を改正 する条例

(荒尾市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第11号とし、第3号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、そ

の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第3項中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に、「当該個人情報」を「当該要配慮個人情報」に改め、同項各号を削る。

第8条中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第26条及び第54条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改め、同条第3号中「おそれがあるとき」を「おそれがあるとき。」に改める。

第15条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「個人情報ファイル台帳」を「個人情報ファイル簿」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第15条第2項第10号中「第2条第4号イ」を「第2条第6号イ」に改める。

第16条の見出し中「個人情報ファイル台帳」を「個人情報ファイル簿」に改め、同条第1項中「第6号」を「第7号」に、「第8号及び第9号」を「第9号及び第10号」に、「個人情報ファイル台帳」を「個人情報ファイル簿」に改め、同条第3項中「第6号」を「第7号」に、「個人情報ファイル台帳」を「個人情報ファイル簿」に改める。

第19条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第20条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第24条中「すべて」を「全て」に改める。

第26条第3項中「、図画又は写真」を「又は図画」に改める。

第48条の見出し中「出資等法人」を「出資法人」に改める。

第52条中「第2条第4号ア」を「第2条第6号ア」に改める。

第54条中「、写真」を削る。

(荒尾市情報公開条例の一部改正)

第2条 荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、写真、フィルム」を削る。

第6条第2項中「以下、」を「以下」に改める。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

第12条中「すべて」を「全て」に改める。

第14条第3項中「、図画又は写真」を「又は図画」に改める。

(荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第17条」を「第18条」に、「第42条」を「第43条」に改める。

第3条第2号中「第17条」を「第18条」に、「第42条」を「第43条」に改め、同条第3号中「規定する行政文書」を「規定する行政文書をいう。」に改め、同条第4号中「第2条第3号」を「第2条第5号」に、「規定する保有個人情報」を「規定する保有個人情報をいう。」に改める。

第9条第1項中「申立て」を「申出」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後の荒尾市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関が保有している同条第6号に規定する個人情報ファイルであって、新条例第15条第1項第5号に規定する記録情報に新条例第2条第4号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第15条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「荒尾市個人情報保護条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第　号）の施行後遅滞なく」とする。

議第16号

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾
市企業職員の給与の種類及び基準に関す
る条例の一部を改正する条例の一部改正
について

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種
類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のよう
に改正するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾
市企業職員の給与の種類及び基準に関す
る条例の一部を改正する条例の一部を改
正する条例

別紙添付

提案理由

職員の給与制度の総合的見直しに係る経過措置について、他自治
体の状況に鑑み、期間延長を行いたいからである。

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市職員退職手当支給条例等の一部改正について

荒尾市職員退職手当支給条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員退職手当支給条例等の一部を
改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、職員の退職手当の支給水準を引き下げたいからである。

荒尾市職員退職手当支給条例等の一部を 改正する条例

(荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 荒尾市職員退職手当支給条例（昭和25年条例第10号）
の一部を次のように改正する。

附則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に
改める。

(荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改
正)

第2条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和
48年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「改正後の荒尾市職員退職手当支給条例の一部を
改正する条例（昭和59年荒尾市条例第4号。以下「新条例」と
いう。）」を「新条例」に、「100分の87」を「100分の
83.7」に改める。

第3条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成
18年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.
7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

荒尾市保育所条例の一部改正について

荒尾市保育所条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市保育所条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

荒尾市清里保育園において一時預かり事業を行うことを明確に
したいからである。

荒尾市保育所条例の一部を改正する条例

荒尾市保育所条例（昭和39年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「保育」を「保育等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行うものとし、当該事業の実施時間は、次条第2項の表の利用時間の欄に掲げるとおりとする。

第7条に次の1項を加える。

2 前条第3項の一時預かり事業を利用する児童の保護者は、一時預かり事業に要する費用として次の表に定める負担金を納付しなければならない。

利用時間	負担金
1日（午前8時から午後4時まで）	2,000円
午前半日（午前8時から正午まで）	1,000円
午後半日（正午から午後4時まで）	1,000円
備考 1日の負担金には、給食費を含む。	

第10条第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「保育」の次に「及び同条第3項に規定する一時預かり事業」を加える。

第13条を次のように改める。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市介護保険条例の一部改正について

荒尾市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

荒尾市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度」に改める。

第14条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の荒尾市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例等の一部改正について

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例等の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例等の一部を改正する条例

(荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を
次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条の2」に、
「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及
び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59
条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）」

を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の2
0の2・第59条の20の3）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及
び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59
条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）」

に改める。

第1条中「第78条の4第1項及び第2項」を「第78条の2
の2第1項並びに第78条の4第1項及び第2項」に改め、「基
づき、」の次に「共生型地域密着型サービスの事業並びに」を加

える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第3条第3項中「者は、」の次に「次の各号のいずれにも該当しない」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号及び第42条の2において「暴力団員等」という。）のある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第6条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第42条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、第2章第4節中同条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第42条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、暴力団員等を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者としてはならない。

第47条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上）」に改める。

第58条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第59条中「及び第41条」を「、第41条及び第42条の2」に改める。

第59条の19第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第59条の20中「第41条」の次に「、第42条の2」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する

基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、

指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第42条の2、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項

第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の37第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第59条の38中「第41条」の次に「、第42条の2」を、「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第8条25項」を「第8条第25項」に改め、「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第79条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第80条中「第41条」の次に「、第42条の2」を加える。

第82条第1項中「、（第7項）を「（第7項）に、「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「に限る。」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下）の次に「この章において」を加える。

第 8 3 条第 3 項、第 8 4 条及び第 1 0 3 条第 3 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 1 0 7 条第 2 項中「2 年間」を「5 年間」に改める。

第 1 0 8 条中「第 4 1 条」の次に「、第 4 2 条の 2」を加える。

第 1 1 1 条第 2 項及び第 1 1 2 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 1 1 7 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 1 2 5 条第 3 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 1 2 7 条第 2 項中「2 年間」を「5 年間」に改める。

第 1 2 8 条中「第 4 1 条」の次に「、第 4 2 条の 2」を加える。

第 1 3 0 条第 4 項中「のうち 1 人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第 7 項第 1 号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第 1 3 8 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を

3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第148条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第149条中「第41条」の次に「、第42条の2」を加える。

第151条第3項中「この条」を「この項」に、「同じ。）及び」を「同じ。）に」に改め、「平成24年熊本県条例第71号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。」を、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える

- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護

職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第176条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第177条中「第41条」の次に「、第42条の2」を加える。

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第189条中「第41条」の次に「、第42条の2」を加える。

第191条第1項中「（本体事業所）を「（第82条第7項に規定する本体事業所）に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「（本体事業所）を「（第82条第7項に規定する本体事業所）に改め、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

（5）介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機

能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換

算方法で 1 以上とする。

第 192 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「もの、又は」を「もの又は」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第 193 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「もの、又は」を「もの又は」に改める。

第 194 条第 1 項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）」を加え、同条第 2 項第 1 号中「、登録定員に応じて」を「登録定員に応じて」に改め、「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては 12 人」を加え、同項第 2 号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人）」を加える。

第 195 条第 2 項第 2 号に次のように加える。

才 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第 199 条第 1 項中「介護支援専門員」の次に「（第 191 条第 13 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第 201 条第 2 項中「2年間」を「5年間」に改める。

第 202 条中「第 41 条」の次に「、第 42 条の 2」を、「の活動状況」と」の次に「、第 87 条中「第 82 条第 12 項」とあるのは「第 191 条第 13 項」と」を加える。

附則第11項から第13項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、附則に次の2項を加える。

18 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

19 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴

室、便所及び食堂を設けないことができる。

(荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第40条の2」に改める。

第3条第3項中「者は、」の次に「次の各号のいずれにも該当しない」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号及び第40条の2において「暴力団員等」という。）のある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第40条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、第2章第3節中同条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第40条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、暴力団員等を指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者としてはならない。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条及び第60条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第64条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第65条中「第39条まで」の次に「及び第40条の2」を加える。

第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第85条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第86条中「第39条（第5項を除く。）」の次に「、第40条の2」を加える。

（荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する事項）

する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第2条中「者は、」の次に「次の各号のいずれにも該当しない」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次号及び第30条の2において「暴力団員等」という。)のある法人
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第3条第4項中「介護保険施設をいう。以下同じ。」の次に「、指定特定相談支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当

職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第15条第1項中「（同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）」を削る。

第30条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改め、第3章中同条の次に次の1条を加える。

（暴力団員等の排除）

第30条の2 指定介護予防支援事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定介護予防支援事業者は、暴力団員等を指定介護予防支援事業所の管理者としてはならない。

第32条第9号中「のために」次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条中第26号を第27号とし、第21号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第20号中「（以下」を「（次号及び第22号において」に改め、同号を同条第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利

用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第12号中「介護予防訪問介護計画（熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準条例」を「介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第77条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第33条第1号中「口腔機能」を「口腔機能」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第42条第2項、第58条第2項、第59条の19第2項、第59条の37第2項、第79条第2項、第107条第2項、第127条第2項、第148条第2項、第176条第2項及び第201条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結した記録について適用し、施行日前に完結した記録については、なお従前の例による。
(荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第40条第2項、第64条第2項及び第85条第2項の規定は、施行日以後に完結した記録について適用し、施行日前に完結した記録については、なお従前の例による。
(荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第30条第2項の規定は、施行日以後に完結した記録について適用し、施行日前に完結した記録については、なお従前の例による。

荒尾市国民健康保険条例の一部改正について

荒尾市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する
条例

別紙添付

提案理由

国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、国民健康保険の財政運営責任等が県へ移行となるため、必要な整理を行いたいからである。

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する 条例

荒尾市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第5条を次のように改める。

（被保険者としない者）

第5条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

第8条中「25,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日前に支給事由が生じた葬祭費の額については、なお従前の例による。

荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部
改正について

荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例

荒尾市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2項の前の見出し、同項及び第3項を削り、附則第4項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築
条例の一部改正について

荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例の一部を次のように
改正するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築
条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、用語の整
理等を行いたいからである。

荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築 条例の一部を改正する条例

荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例（平成3年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第3条第1項中「第48条第6項及び第8項」を「第48条第6項及び第9項」に改める。

別表第1及び別表第2中「劇場・映画館・演芸場」を「劇場、映画館、演芸場」に改める。

別表第3中「第2条第4項第3号」を「第2条第6項第4号」に、「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正規定は、公布の日から施行する。

荒尾市営住宅条例の一部改正について

荒尾市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

公営住宅法の改正に伴い、市営住宅の入居者のうち認知症である者等に係る家賃の決定方法の特例を定めたいからである。

荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例

荒尾市営住宅条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「による請求」を「による報告の請求」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第31条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、第1項の規定にかかわらず、毎年度、法第16条第4項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第4項の規定により家賃を定める場合は、この限りでない。

第15条に次の1項を加える。

5 第3項の規定は前条第4項の規定により家賃を定める場合において把握された収入の額の通知について、前項の規定は当該収入の額に対する意見の陳述及びその額の更生について、それぞれ準用する。

第24条第1項中「収入の額」の次に「（第14条第4項の規定により把握した入居者の収入の額を含む。次項において同じ。）」を加える。

第26条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が収入超過者に該当する場合において第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第31条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときにおける当該入居者の第1項に規定する期間の市営住宅の毎月の家賃は、第1

4条第4項及び第1項の規定にかかわらず、法第16条第4項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

第28条第1項中「第14条第1項及び第26条第1項」を「第14条第1項及び第4項並びに第26条第1項及び第3項」に改める。

第31条第1項中「第14条第1項」を「第14条第1項若しくは第4項」に、「第26条第1項」を「第26条第1項若しくは第3項」に、「第26条第3項」を「第26条第4項」に改める。

第35条中「第14条第1項」を「第14条第1項若しくは第4項」に、「第26条第1項」を「第26条第1項若しくは第3項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第50条中「第16条第1項」を「第17条第1項」に、「第14条第1項」を「第14条第1項若しくは第4項」に、「第26条第1項」を「第26条第1項若しくは第3項」に、「第26条第3項」を「第26条第4項」に改める。

第53条第1項ただし書中「による請求」を「による報告の請求」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市学校体育館使用料条例の一部改正
について

荒尾市学校体育館使用料条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市学校体育館使用料条例の一部を改
正する条例

別紙添付

提案理由

学校体育館の使用に係る使用時間の区分等を見直し、利便性の向上及び市民スポーツの振興を図りたいからである。

荒尾市学校体育館使用料条例の一部を改正する条例

荒尾市学校体育館使用料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「損傷又は」を「損傷し、又は」に改める。

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分		1時間につき	超過30分につき
使用料	照明灯を使用しない場合	110円	60円
	照明灯を使用する場合	210円	110円

備考 使用料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議第26号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線について、次のように廃止及び認定するものとする。

平成30年2月26日提出

荒尾市長 浅田敏彦

廃止及び認定する市道路線

別紙添付

提案理由

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の
議決を必要とするからである。

廃止する市道路線

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
1 1 0	宿山下線	荒尾市平山字市場	荒尾市平山字山下	なし
3 4 2	水野北工業団地 2号線	荒尾市水野字扇浦	荒尾市蔵満字稗田	なし
3 5 3	荒尾宮内線	荒尾市荒尾字上西田	荒尾市宮内字六町	なし

認定する市道路線

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
110	宿山下線	荒尾市平山字市場	荒尾市平山字山下	なし
353	荒尾宮内線	荒尾市荒尾字上磯	荒尾市宮内字六町	なし
755	櫨畠市場線	荒尾市本井手字櫨畠	荒尾市平山字市場	なし
756	西浦大坂線	荒尾市平山字西浦	荒尾市平山字大坂	なし
757	上西田下西田線	荒尾市荒尾字上西田	荒尾市荒尾字下西田	なし
758	東宮内 1 号線	荒尾市宮内字日嶽	荒尾市宮内字下山下	なし
759	東宮内 2 号線	荒尾市宮内字鐘撞	荒尾市宮内字下山下	なし
760	東宮内 3 号線	荒尾市宮内字下山下	荒尾市宮内字下山下	なし
761	東宮内 4 号線	荒尾市宮内字下山下	荒尾市宮内字下山下	なし
762	洗池 8 号線	荒尾市増永字洗池	荒尾市増永字洗池	なし
763	洗池 9 号線	荒尾市増永字洗池	荒尾市増永字洗池	なし